

令和8年5月29日

全日型コース在籍生徒の保護者の皆様

学校法人三重徳風学園

校長 東 則 尚

## 気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時における学校の措置について

このことについては、これまで、令和7年9月12日付け発出文書の別紙「気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時における学校の措置」によることとしてきましたが、令和8年5月29日から、警報・注意報の防災気象情報が警戒レベルの数字を付けて発表され、住民がとるべき避難行動との対応を分かりやすくするなどの改善が図られることから、今後は、当該別紙の内容の一部を改定した別添の本日付け別紙「気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時における学校の措置」によることとしますので御了知をお願いします。

新たな別紙も従前の別紙と同様に、気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時において、生徒が必要な情報を得て自ら適切に判断し、安全に留意して適切に行動する「自己管理能力」を育成する観点に立って一部改定を行いましたので、併せて御了知をお願いします。

また、特に、お子様の登下校時における安全確保につきましては、格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、防災気象情報の発表状況や公共交通機関の運行状況等から判断し、別紙に書かれていない措置（例えば「臨時休業（休校）」の措置）を講じることもあり得ますが、その際は緊急メール（きずなネット）等でお知らせします。

別紙については、本学園ホームページの「在校生・保護者の方へ」にも掲載していますので御利用ください。

## 気象警報・緊急地震速報（警報）の発表時における学校の措置【全日型コース】

令和8年5月29日  
学校法人三重徳風学園

### 1 大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮及び暴風・大雪・暴風雪の場合

- 以下の(1)～(4)において、「レベル4以上の警報」とは気象庁が発表する次の防災気象情報を指す。  
レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報  
レベル5大雨特別警報、レベル5氾濫特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報
- 以下の(1)～(4)において、「暴風警報等」とは気象庁が発表する次の防災気象情報を指す。  
暴風警報、暴風特別警報、大雪警報、大雪特別警報、暴風雪警報、暴風雪特別警報

(1) 始業前に、自分の居住する市町村（以下、「居住地」と言う。）に「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が発表された場合

気象情報の発表状況	学校の措置
①：午前9時までに、居住地に「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が発表された場合	○「自宅待機」 登校しなくてよい。 以後は、下記の②-1、②-2、③のとおりとする。
②-1：午前9時までに、居住地の「レベル4以上の警報」が解除された場合	○「登校・授業実施」又は「自宅学習」 自宅待機を止め、時間と心の余裕を持って登校する。 当日は、開始時間を遅らせて（原則として4限目から）授業を実施し、スクールバスは最終12時20分に亀山駅を発車する。 ただし、次のア～ウの場合は登校しなくてよい（自宅学習）。 保護者の協力を得て安全に登校できる場合は、この限りでない。 ア 亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が発表されている場合 イ 道路・橋・河川の決壊・浸水等により登校が困難な場合 ウ 公共交通機関が運行されていない場合 また、自宅学習の場合は、その旨学校（担任）に電話連絡する。
②-2：午前9時までに、居住地の「暴風警報等」が解除された場合	○「自宅待機」又は「登校・授業実施」 「レベル4以上の警報」が発表されている場合は、登校しなくてよい。「レベル4以上の警報」が発表されていない場合は、上記②-1のとおりとする。
③ 午前9時の時点で、居住地の「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が解除されていない場合	○「自宅学習」 当日は、登校しなくてよい。 自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。

(2) 始業前に、居住地に「レベル4以上の警報」及び「暴風警報等」のどちらも発表されていない場合

- 「登校・授業実施」  
通常どおり登校する。なお、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、授業開始時間を遅らせることがある。その場合はメール（きずなネット）で連絡する。

(3) 登校途中、亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が発表された場合

- 「帰宅・自宅学習」又は「学校待機」  
登校しなくてよい。保護者に連絡するなどして、安全に十分留意して速やかに帰宅する。帰宅後に、自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。  
なお、帰宅困難な場合は、安全確保のため「学校待機」とすることもある。

(4) 始業後に、三重県北中部・伊勢志摩、滋賀県南部・湖東のどこかに「レベル4以上の警報」又は「暴風警報等」が発表された場合

- 「授業中止・下校（帰宅）」  
授業を中止し、速やかに下校（帰宅）する。ただし、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、自分で安全に下校（帰宅）することが困難な場合は、保護者に連絡し、来校するまで学校で待機する。  
・「三重県北中部・伊勢志摩」・・・いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、

- 菟野町、朝日町、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、伊賀市、名張市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
- ・「滋賀県南部・湖東」・・・大津市南部、近江八幡市、守山市、野洲市、東近江市、草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、竜王町、日野町、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町

## 2 大規模地震の場合

### (1) 始業前に、居住地に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

警報の発表状況	学校の措置
① 午前9時までに、居住地に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合	○「自宅待機」 登校しなくてよい。以後は、下記の②又は③のとおりとする。
② 午前9時までに、居住地の「緊急地震速報（警報）」が解除された場合	○「登校・授業実施」又は「自宅学習」 自宅待機を止め、解除後2時間程度の余裕を持って登校する。当日は、開始時間を遅らせて（原則として3限目から）授業を実施し、スクールバスは最終11時10分に亀山駅を発車する。ただし、次のア～ウの場合は登校しなくてよい（自宅学習）。保護者の協力を得て安全に登校できる場合は、この限りでない。 ア 亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「緊急地震速報（警報）」が発表されている場合 イ 道路・橋・河川の決壊・浸水等により登校が困難な場合 ウ 公共交通機関が運行されていない場合 また、自宅学習の場合は、その旨学校（担任）に電話連絡する。
③ 午前9時の時点で、居住地の「緊急地震速報（警報）」が解除されていない場合	○「自宅学習」 当日は、登校しなくてよい。 自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。

### (2) 始業前に、居住地に「緊急地震速報（警報）」が発表されていない場合

○「登校・授業実施」 通常どおり登校する。なお、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、授業開始時間を遅らせることがある。その場合はメール（きずなネット）で連絡する。
---

### (3) 登校途中、亀山市又は通学経路（自宅～学校）に係る市町村に「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

○「帰宅・自宅学習」又は「学校待機」 登校しなくてよい。徒歩・自転車通学生徒は身の安全を確保し、最寄りの避難所へ避難する。公共交通機関利用生徒は乗務員の指示に従って行動し、最寄りの避難所に避難する。その後、保護者に連絡するなどして、安全に十分留意して速やかに帰宅する。帰宅後に、自宅学習の旨を学校（担任）に電話連絡する。 なお、帰宅困難な場合は、安全確保のため「学校待機」とすることもある。
---

### (4) 始業後に、三重県北中部・伊勢志摩、滋賀県南部・湖東のどこかに「緊急地震速報（警報）」が発表された場合

○「授業中止・下校（帰宅）」 授業を中止し、避難場所に避難した後、速やかに下校（帰宅）する。ただし、地震の影響状況、気象状況、公共交通機関の運行状況等により、自分で安全に下校（帰宅）することが困難な場合は、保護者に連絡し、来校するまで学校で待機する。
--

## 3 上記1以外の気象情報が発表された場合

始業前に、居住地に以下に示す気象情報（上記1に示したものの以外の気象情報）が発表された場合は、原則として通常どおり登校し、必要に応じて上記1の場合に準じて適切に判断し、行動する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、高潮警報</li> <li>・警戒レベル2の大雨注意報、氾濫注意報、土砂災害注意報、高潮注意報</li> <li>・津波警報、大津波警報、波浪警報、波浪特別警報</li> <li>・津波注意報、波浪注意報その他各注意報（強風・大雪・風雪・なだれ・霜等）</li> </ul>
---